

令和7年1月27日
記者発表資料
(県政・厚木・大和記者クラブ同時発表)

産業廃棄物処理業者に対する許可取消処分について

県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に基づき、産業廃棄物処分業を許可した株式会社エコトップに対し、令和7年1月26日付けで次のとおり許可取消しの処分を行いました。

1 被処分者

名 称 株式会社エコトップ
代表者 代表取締役 荻野 晃彦
所在地 神奈川県座間市広野台二丁目6番18号

2 許可の内容

業の区分 産業廃棄物処分業
許可番号 01422191544
許可年月日 令和4年4月20日
事業の区分 中間処理(破碎・選別)
取り扱う廃棄物の種類
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)
紙くず(廃石膏ボードに付着したものに限る。)

3 処分内容

産業廃棄物処分業の許可取消し

4 処分年月日

令和7年1月26日

5 処分の理由

株式会社エコトップの産業廃棄物処分業許可証に記載の事業の用に供する中間処理施設は、既に撤去され、当該施設が設置されていた敷地は現在他の事業者の事業用地となっている。また、同社に対して令和6年7月5日付けで法第18条第1項に基づき状況等の報告を求めたが期限内に回答がなく、その後文書で回答の催告を3回行ったが回答がない。

このことは、法第14条の3の2第2項に規定する許可の取消しの要件（法第14条第10項第1号に規定する事業の用に供する施設を有していない）及び法第14条の3の2第1項第5号に規定する許可の取消しの要件（違反行為をし、情状が特に重いとき（法第18条第1項の報告徴収に対する度重なる報告拒否））に該当するため、許可を取り消した。

6 根拠条文

法第14条の3の2第1項第5号及び第14条の3の2第2項

問合せ先

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

課長代理 藤澤 電話 (045)210-4172

指導グループ 齊藤 電話 (045)210-4156

神奈川県県央地域県政総合センター

環境部長 寺下 電話 (046)224-1111(内線 2200)

環境調整課長 秀平 電話 (046)224-1111(内線 2210)